

へき地等における医療M a a S導入に向けた検討事業委託仕様書 (プロポーザル想定)

1. 委託業務名

へき地等における医療M a a S導入に向けた検討事業

2. 業務目的

県内のへき地等においては、今後、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加することで、へき地診療所や公立診療所への移動手段の確保が困難になる一方、デジタル機器に不慣れであるためこれらの診療所が実施するオンライン診療の受診にも苦慮するなど、医療にアクセスできない患者の増加が懸念される。

また、県内のへき地診療所や公立診療所では、医師が高齢化しているため、後継者の確保が課題となっており、今後、へき地医療拠点病院からの医師派遣などによってもこれらの診療所において医療が提供できなくなることもあることから、代替手段を検討しておく必要がある。

本県の嶺南地域における4つの無医地区（若狭町西浦、小浜市堅海・上根来、高浜町日引）でも、へき地医療拠点病院の公立小浜病院が巡回診療を実施（年間84回、延べ420人の患者を診療）しているものの、患者は高齢者であり、診療に利用している集会所などには家族が送迎している患者もいるため、高齢化の進展により、診療を受けられない患者の発生が想定されることに加え、公立小浜病院は医師が巡回診療を実施しているため、現地までの移動に多くの時間を要していることが課題となっている。

これらのことから、今後も県内のへき地等において、医療アクセスを確保するとともに、医師の負担を軽減し、効率的な医療提供体制の構築を進める、医療M a a S（車載用の医療機器と看護師を乗せた専用車両がへき地等の集会所や患者宅まで移動し、医師が病院や診療所からオンライン診療実施）の導入について、検討を行う。

具体的には、医療M a a Sの車両展示会、市町や医療機関への意向調査、実証事業地域の調査・選定、検討会などを行い、実証事業に向けた関係者の理解を得るとともに実証事業の候補先を選定する。

3. 事業期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託業務の内容

①事実施計画・スケジュールの作成（6月中旬までを予定）

- ・事業を実施する前に、県と連携し、事業に関する実施計画・スケジュールを作成すること。

②第1回検討会の開催支援（6月下旬を予定）

- ・市町、医療機関、医師会の関係者などで構成する医療M a a Sの検討会（以下「検討会」という。）において、福井県が令和7年度の事業内容を説明するに当たり、説明資料の作成など検討会の開催を支援すること。

③医療M a a Sの展示会実施（7月～8月上旬を予定）

- ・嶺南地域において2回実施すること。
- ・開催地は、へき地を有する市町（小浜市、高浜町、若狭町）やへき地診療所を開設する市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）を考慮して選定すること。
- ・展示会を実施するための車両の手配・調達を行うこと。手配・調達する車両については、別紙の要件を満たすものとする。
- ・展示会の実施を市町、医療機関、地元医師会、へき地の住民などに広く周知し、参加者を確保すること。
- ・実際に看護師、へき地の患者が医療M a a S車両に乗り、医師による病院からのオンラインによるデモ診療を体験できるようにするなど開催方法を工夫すること。

④市町や医療機関への意向調査（8月下旬までを予定）

- ・展示会の開催を踏まえ、県内の市町、へき地診療所、公立診療所および公立・公的病院ならびにへき地医療拠点病院を対象として、来年度以降実施を検討している医療M a a S実証事業への参加、将来的な医療M a a Sの活用見込みなどについて意向調査を実施すること。

⑤医療M a a S実証事業候補先（案）の提案（9月中旬までを予定）

- ・④の意向調査の結果も参考として、市町や医療機関などの協力が得やすく、来年度以降実施を検討している医療M a a S実証事業を適正に行うことができる候補先（案）を提案すること。
- ・提案に当たっては、候補先（案）を選定した理由や経緯、現状や課題、医療M a a Sを導入した場合の効果などを具体的に整理すること。

⑥第2回検討会の開催支援（9月下旬または10月上旬を予定）

- ・検討会において、来年度以降実施を検討している医療M a a S実証事業の実施先を協議・決定するに当たり、福井県が説明に使用する資料の作成など検討会の開催を支援すること。

⑦医療M a a S実証事業内容（案）の提案（1月下旬までを予定）

- ・来年度以降実施を検討している医療M a a S実証事業について、実施先の現状や課題を分析した上で、具体的な実験内容（案）の提案を行うこと。

⑧第3回検討会の開催支援（2月下旬までを予定）

- ・検討会において、来年度以降実施を検討している医療M a a S実証事業の具体的な内容を協議・決定するに当たり、福井県が説明に使用する資料の作成など検討会の開催を支援すること。

⑨その他

- ・予算の範囲内で事業の目的をより効果的に達成するために、事業者が独自で提案する事業があれば、本県を含む関係者と調整を行い適切に実施すること。

5. 実績報告書および成果品の提出

- ・事業終了後、速やかに実績報告書および当該データを格納した電磁的記録媒体（CD-R等）を提出すること。
- ・実績報告書には、次の資料（電磁的記録媒体も含む。）も添付すること。

①事実施計画・スケジュール

②展示会の開催内容および開催結果（当日の写真等を含む）

③市町や医療機関への意向調査の結果

④医療M a a S実証事業候補先（案）の提案資料

⑤医療M a a S実証事業内容（案）の提案資料

⑥その他の作成した資料一式

6. 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・個人情報扱う場合は、取扱責任者・事務従事者等の管理体制を明確にすること。
- ・医療M a a Sに関する知識、技術、情報収集力、分析力を有するスタッフを配置すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・関係者からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに本県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり受託者が第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

7. 業務の適正な実施に関する事項

①関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

②個人情報保護

受託者または受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、本県が定める個人情報の保護に関する条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

③守秘義務

受託者または受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。

また、委託業務終了後も同様とする。

④暴力団の不当介入における通報等

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、本県に連絡し協議を行うこと。

8. 業務実施上の留意点

- ・ 委託先決定後、受託者と本県で事業内容を改めて協議し、契約を締結する。協議の結果、事業の目的を達成するために、委託者の指示により契約締結時の仕様書に内容の追加、変更を行うことがある。
- ・ 受託者は、やむを得ない事情により、業務の全てまたは一部を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を本県に連絡し、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の全部または主体的部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
- ・ また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名および再委託を行う業務の範囲、理由などを記載した再委託の必要性がわかる書面を本県に提出し、許可を得た場合は、本県が許可した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
- ・ なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は全ての責任を負うものとする。
- ・ この業務で得られた成果物については、発注者に帰属するものであること。

- ・受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項または業務の実施に関して疑義が生じた場合は、本県と協議し、その指示に従うこと。

【別紙】：医療M a a Sの展示会において手配・調達する車両の要件

次の全ての要件を満たす車両とする。

- ・オンライン診療が実施できるよう通信機器や通信環境が整備されていること。
- ・対面診療により近い環境を整備するため、高音質・高画質な通信機器等が整備されていること。
- ・患者の体温、血圧、酸素飽和度などを検査・管理するため、バイタルモニターを搭載していること。
- ・遠隔聴診器を搭載していること。
- ・超音波検査が実施できるようポータブルエコーを搭載していること。
- ・心電図検査ができるよう心電図モニターを搭載していること。
- ・血糖値、炎症反応等を把握できるよう血液検査ができる機器を搭載していること。
- ・注射、点滴による治療ができるよう薬剤用の冷蔵庫を搭載していること。
- ・診療用ベッドを搭載していること。
- ・電子カルテをクラウドを介して閲覧できる情報通信機器等を搭載していること。